

令和5年度（2023）

甲府市介護サービス指定候補事業者公募要領

甲府市

令和5年5月

1. 公募の趣旨

甲府市では、「第8次甲府市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、介護サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する指定候補事業者を選定するものです。

2. 公募する介護サービスの種類と日常生活圏域

(1) 介護サービスの種類

（広域型）特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

日常生活圏域	整備床数
全圏域	58 床

※包括型（一般型）特定施設、外部サービス利用型特定施設どちらも可。

(2) 整備年度

令和5年度中（～令和6年3月31日）

3. 応募資格

応募事業者は、次の要件を全て満たすことが必要となります。

(1) 共通事項

- ① 介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令及び本市条例の基準を満たしているか、又は満たす見込みのあること。
- ② 申請者は、応募時点で法人格を有し、現に介護保険サービス事業を1年以上実施していること、又はそれと同等に事業を円滑に実施できる見込みであること。
- ③ 介護保険法による指定事業者の欠格事項に該当しないこと。
- ④ 過去に本市が公募において選定した事業者については、選定された事業計画内容を履行していること。ただし、止むを得ない理由と認められる場合はこの限りではない。（事業所を休止及び廃止若しくは開所を遅延している場合も不履行となります。）
- ⑤ 土地・建物について、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借契約期間は10年以上とし、契約期間満了時に双方異議ない場合には、契約が自動更新される旨の記載がある契約であること。また、市の補助金を受ける場合は、30年以上の契約であること。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 整備予定地が土砂災害警戒区域に該当しないこと。
- ⑧ 運営事業者（法人の役員等）及び整備事業に関わる者が、甲府市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員、又はその関係者でないこと。
- ⑨ 令和5年度中に整備・開設できる事業者であること。
- ⑩ この公募要領に定めるほか、「甲府市介護サービスの整備に関する基本方針及び整備計画（以下「整備計画」という。）」及び「甲府市介護サービス指定候補者の公募に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」に準ずること。

(2) （広域型）特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ① 令和6年3月31日までに特定施設入居者生活介護の指定を受け、事業を開始できる施設であることが必要です。
- ② 事業者応募時点において、有料老人ホームであることが必要です。
- ③ 有料老人ホームに該当する場合は、「甲府市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合していることが必要です。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅として応募する場合は、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法令施行規則」（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）等関係法令による登録基準に適合していることが必要です。

4. 指定候補者の選定

指定候補者は、甲府市介護サービス指定候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、市長が決定します。

(1) 審査方法

① 第一次審査

応募申請書による書類審査とし、「甲府市居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び公募要領等に基づき審査します。

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査に合格した応募事業者を対象に事業提案書によるプレゼンテーション及び面接考査により審査します。

- ・応募申請書、プレゼンテーション及び面接考査の結果を評価し、別に定める甲府市介護サービス指定候補事業者審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づいて採点を行い、選定委員会の委員の平均点が最も高い応募事業者を指定候補事業者として選定します。
- ・選考の結果、選定委員会の委員の平均点が配点の 60%未満である場合には、応募事業者が 1 事業者の場合であっても、不選定とします。

(2) 事業提案書

- ① 事業提案書に記載される内容は、事業候補者として選定された場合、実現可能であること。

- ② **事業提案書**については、（様式 4）を使用すること。

- ③ 事業提案書の評価項目については、審査基準表内の「評価項目に対する具体的な内容」について、提案をしてください。

提案内容については、フォント「HGS ゴシック M」、ポイント「11」とし、具体的かつ簡潔に 30 ページ以内で記載してください。

- ④ 挙証資料（マニュアル、マニュアル（案）、実績等）がある場合は、実現可能性を判断する重要な材料となるため必ず添付してください。（上記③には、含みません。）

- ⑤ プレゼンテーションについては、審査基準表のプレゼンテーション項目について行っていただきます。その際、事業提案書の記載と違う内容でのプレゼンテーションは行うことはできません。

※パワーポイントなど事業提案書と違う資料でプレゼンテーションを行う場合は事前に確認を行います。

※パワーポイント等を利用する場合における資料の提出は、二次審査開催予定日の1 週間前までに提出をお願いします。

- ⑥ 事業提案書の具体的な内容の項目ごとに、応募事業者の事業に対する考え方、応募サービスに対しての理解度、記述の具体性、事業計画の内容等を総合的に審査し、採点を行います。

記載の無い項目は、評価を行えないことになりますので、記載漏れ等には十分注意してください。

(3) プレゼンテーション及び面接考査

- ① 開催日：令和5年7月（上旬）（決定次第周知します。）
- ② 方法：提案者のプレゼンテーション方式により、提出された書類に基づいて審査します。
※「プレゼンテーション実施要領」は、一次審査合格応募事業者に別途配布します。

(4) 事業者の決定

事業者の決定は、選定委員会において、選定された指定候補事業者を市長が決定します。

(5) 選定結果の通知と公表

- ① 選定結果については、応募事業者に令和5年7月下旬頃に文書で通知する予定です。
- ② 応募事業者ごとの採点結果の情報開示については、選定委員会の委員の平均点を甲府市ホームページにて掲載します。ただし、不選定となった応募事業者の名称は公表しないものとします。
- ③ 指定候補事業者については、応募事業者名と整備予定地を公表します。

(6) 選定の辞退及び取り消し

- ① 選定後に辞退される場合は、辞退届けを速やかに本市に提出してください。
- ② 選定を辞退した場合については、特別な事情があると本市が認めた場合を除き、第8次甲府市介護保険事業計画期間中の同一サービスの応募はできません。
- ③ 虚偽の記載や整備計画、甲府市介護サービス指定候補事業者の公募に関する取扱要綱及びこの要領に関する重大な背任行為があった場合は、選定を取り消します。
- ④ 指定候補事業者は、応募申請書類の内容に沿って事業を実施することとします。なお、応募申請書類の内容と実際の事業計画に変更が生じた場合は、選定委員会の審議を経て、選定を取り消すことがあります。
- ⑤ 指定候補事業者の辞退又は選定の取り消しがあった場合については、次点の応募事業者を指定候補事業者とし、選定委員会の審議を経た上で選定します。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できません。また、これに違反していることが判明した場合は、不適とし選定を取り消します。

(7) その他の留意事項

- ① 候補者に選定されても、手続において基準に該当しない場合は、整備は行うことはできません。
- ② 選定状況に関する照会は一切応じられません。
- ③ 申請手続きは原則として事業開始の1ヶ月前までに行うようにしてください。

5. 補助金

施設整備にあたっては、「山梨県地域医療介護総合確保基金」を活用し補助を受けることができます。なお、整備時に補助金を活用している場合は、別途、事業開始の2～3ヶ月程度前に財産処分の手続きが必要となります。

補助内容や金額については、今後変更される場合があります。

交付については、国県の予算の範囲内となることから、交付を受けられない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

●介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（ソフト）

区分	補助単価	単位
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	914 千円の範囲内で知事が定める額	定員数

6. 提案等のスケジュール

項目	内容	日程
1	公募要領の配布開始 (甲府市ホームページに掲載)	令和5年5月1日
2	事業者公募説明会	令和5年5月18日
3	事業者応募申込書の提出期間	令和5年5月22日～6月9日
4	一次審査	令和5年6月9日～6月23日
5	二次審査(プレゼンテーション)	令和5年7月上旬(予定)
6	選定委員会開催	令和5年7月上旬(予定)
7	指定候補事業者の決定	令和5年7月上旬(予定)
8	指定候補事業者の審査結果の通知	令和5年7月下旬(予定)
9	事業所指定及び開設時期	令和5年度中

※時間、会場については、決まり次第、甲府市ホームページに掲載します。

7. 応募に関する質問

(1) 質問の受付方法

公平を期すために窓口、電話等での個別の質問には一切答えられません。また、質問受付期間後の質問は一切受付できません。

「介護サービス事業者応募に関する質問票」に簡潔に記入の上、E-mailにより、事務局まで提出してください。質問の受付期限は、**令和5年5月26日(金)午後5時00分まで**です。回答には相当程度の日数を要することから、期日には十分注意してください。

(2) 質問への回答

全体に係わるものと判断した場合は、**令和5年6月2日(金)**に甲府市ホームページ上に質問及び回答の趣旨を掲載します。

8. 応募申請書に関する提出書類一覧

No.	書類名	内容等	様式
1	応募申請書	所定の様式	様式 1
2	法人登記簿謄本	①3ヶ月以内に発行されたもの ②認可法人にあっては、法人設立認可証の写し	
3	定款	最新のもの・当該事業を実施する旨の記載のあるもの	
4	開設スケジュール	土地、設計、工事など開設までのスケジュール	様式 2
5	事業計画書	法人の概要、建築計画など	様式 3
6	事業提案書	提案する事業に対する運営内容が分かるもの	様式 4
7	資金計画書	提案する事業の資金計画書 (補助金の交付がないものとして作成)	様式 5
8	資金収支見込書	提案する事業の収支見込書(資金・収入・人件費など)	様式 6 様式 6-1 様式 6-2
9	管理者経歴書	①管理者経歴 ②実務経験証明書を添付してください	様式 7
10	決算書等	①直近3年間の決算書類(貸借対照表、損益計算書)等 ②補助金・融資・寄附等がある場合は過去3年間の内容 ③損害賠償発生時に対応が可能である書類 (損害証明書等の写し)	
11	納税証明書	国税、県税、市税の過去3年間の納税証明書(設立後に決算を迎えていない法人については、法人代表者の市税等に係る過去3年間の納税証明書)	
12	就業規則等	①就業規則 ②雇入れ通知書(労働基準法施行規則第5条による書面) (①、②については、(案)の提出も可)	
13	施設計画概要	事業所予定地に関する位置図、配置図、平面図、立体図等 (用途・面積を明示したA4版のもの)	
14	土地関係書類	①土地登記簿謄本及び公図 ②土地譲渡確約書(寄付、購入の場合) ③賃貸借契約(確約)及び地上権設定契約(確約)書	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	苦情の対応策などの体制	様式 8
16	就業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	従業者の勤務体制など	様式 9
17	誓約書	介護保険法第78条の2第4号等に規定する誓約書	様式 10-1
18	誓約書	暴力団排除に関する誓約書	様式 10-2

9. 提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

応募申請に関する提出書類一覧（7ページ・8）及び応募申請書例をご参照ください。

① 提出部数

- ・正 1 部
- ・副 8 部

※提出する書類の様式は指定されています。（甲府市ホームページからダウンロードしてください）

② 提出期限

令和5年6月9日（金）午後5時00分まで

③ 提出方法

- ・事務局に事前電話予約の上、来庁してください。電話での予約がなく、担当者が不在の場合は、収受を保留とする場合があります。
- ・郵送による書類の受付はいたしません。

④ 提出先

下記10に提出してください。

(2) 提案にあたっての注意事項

- ① 提案書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- ② 提出された書類は、原則返却できません。
- ③ 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めません。
- ④ 提案に要した費用については、提案者の負担とします。
- ⑤ 提案の意思のない者が、質問書を提出することはできません。
- ⑥ やむを得ない理由等により、公募を行うことができないと市が判断した時は、公募を中止する場合があります。その場合においては、公募に関わる全ての経費は、市に請求できません。

10. 問い合わせ先及び提出先（事務局）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内 1-18-1

福祉保健部保険経営室介護保険課経営係

TEL 055-237-5473

E-mail kaigohoken@city.kofu.lg.jp

① 甲府市介護サービス指定候補事業者審査基準表
(特定施設入居者生活介護)

項目番号	評価項目	サービス区分	レベル項目	評価項目に対する具体的な内容	着眼点
1	運営理念	共通	○	今回の公募に応募した理由及び運営方針	事業の実現性、目的及び運営方針など具体的に記載すること。
2	サービス種類ごとの評価	個別	○	ケアプラン（サービス計画）の作成 看取り介護	※各項目ごとに、サービス提供事業者として事業に対する理解度及び提案内容について評価をしますので、できる限り詳細な記載をすること。
3	地域との連携	共通	○	地域との連携 地域住民に開かれた施設と認められるための方策 医療機関との協力体制	地域の行事や奉仕活動への参加、事業所主催の催し等について、具体的に記載すること。 地域住民への情報提供、ボランティア団体等の受入など具体的に記載すること。 夜間時等の緊急対応、病院との連携や支援体制など具体的に記載すること。
4	事業運営	共通		事業計画と収支計画の適正性 法人における長期的な経営能力	※別紙、提出書類内容により審査
5	サービスの質の確保	共通		人員基準に対する事業者の方針 苦情・要望への対応 第三者評価に対する考え方 介護サービス情報の公表 市の指導・監督 認知症ケア 自立支援に対する手法 利用者の心身の状況等の把握 家族との連携、家族介護者への配慮 内容及び手続きの説明及び契約の締結等 入居者の状態が悪化した場合の対応 家賃等に対する考え方 入居者の受け入れに関する考え方	配置基準を踏まえ、配置基準を上回る人員の配置など具体的に記載すること。 対応するための措置、内容を踏まえた改善の取組みなど具体的に記載すること。 評価結果を踏まえ、サービスの質の改善に向けた取組みなど具体的に記載すること。 具体的な公表手段を記載すること、 市の指導・監督による、サービスの質の改善など具体的に記載すること。 認知症の理解、認知症に対する方策など具体的に記載すること。 利用者の自主性を引き出すための手法など具体的に記載すること。 要介護状態の軽減、悪化防止の取組みについて記載すること。 サービス担当者会議の役割等、利用者の把握について具体的に記載すること。 家族との交流の機会を確保するなど具体的に記載すること。 利用申込者等に、サービスを選択するために必要な重要事項等の説明を行うなど具体的に記載すること。 入居者の要介護状態が悪化した場合や医療的ケアが必要になった場合の対応について記載すること。 家賃等の設定根拠について記載すること。 募集方法、募集地域、入居者の要介護状況等について記載すること。
6	利用者の尊厳と権利擁護	共通	○	職員の守秘義務 高齢者虐待防止 身体拘束廃止の取組み	業務上知り得た秘密を漏らすことがないような必要な措置など具体的に記載すること。 虐待についての問題意識、取組み内容など具体的に記載すること。 身体拘束についての問題意識、感染症等が疑われる場合の対処など具体的に記載すること。
7	利用者の安全確保	共通	○	衛生管理 事故防止及び発生時の対応 利用者の防災対策	衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる場合の対処など具体的に記載すること。 マニュアルの作成など具体的に記載すること。 防災計画（夜間想定訓練等）の作成など具体的に記載すること。
8	従事者関係	共通		人材確保と職員の育成 職員の健康管理とサービス提供時における職員の安全確保	キャリアパス、接遇向上に関する取組みなど具体的に記載すること。 定期健診の実施、研修等の活用など具体的に記載すること。
9	施設整備面	共通		施設整備に対する事業者の方針 環境や立地条件 施設の防災対策 安全で使いやすい施設環境に配慮する具体策 家庭的な生活空間を取り入れるための工夫や地域住民への説明	設備基準を踏まえ、設備基準を上回る整備など具体的に記載すること。 サービス提供を行う環境についての把握など具体的に記載すること。 非常時に備えた対策など具体的に記載すること。 ユニバーサルデザインなど安全性の配慮など具体的に記載すること。 具体的に記載すること。
10	その他	共通		日常生活圏域での施設運営 現在までの福祉事業への関わり	日常生活圏域内の状況把握、圏域における施設のあり方など具体的に記載すること。 運営実績・経験など具体的に記載すること。